

2009年10月22日

学生・生徒・教職員各位

酪農学園感染症危機管理対策本部長

新型インフルエンザ感染拡大防止対策について

北海道内で新型インフルエンザの感染が拡大しています。本学でも多数の発症者がおり、それぞれ医療機関の指示に基づき療養し快方に向かっています。

このたび、大規模な感染の拡大を防止するため、後期授業開始に伴い授業、講義、実習、課外活動の他、各活動における対応を下記のとおりとします。

記

1. 予防の徹底

- ・不要不急な外出の自粛、手洗い・うがい・咳エチケットの励行、マスクの着用、体調管理（栄養、休養、体温測定、持病の管理など）をこれまで通り行ってください。
- ・喘息や心臓病・腎臓病など慢性疾患のある学生・生徒・教職員は特に厳重に注意してください。
- ・寮生や集団生活をしている場合も感染は急速に拡大しますので、各自徹底した予防をしてください。

2. 発熱時の登校・出勤の自粛について

- ・37.5℃以上の発熱がある場合は登校・出勤を自粛してください。その上で必要に応じて医師の診断を受けることをお勧めします。

3. 医療機関への受診

- ・38℃以上の発熱に加えて、咳、のどの痛み、鼻水などインフルエンザ様の症状があれば必ず医療機関で受診してください。その際、事前に電話で受診方法などを医療機関に確認し、マスクを着用して受診してください。

4. 感染の報告について

- ・「新型インフルエンザ」、「A型インフルエンザ」又は「インフルエンザ疑い」と診断された場合は、速やかに大学医務室又は高校へ連絡してください。

大学医務室【電話 011-386-1024 (8:30~17:00)】

高 校【電話 011-386-3111 (8:30~17:00)】

- ・学生・生徒は登校停止、教職員は出勤停止としますので医療機関の指示に従い療養してください。

5. 登校停止・出勤停止について

- ・発症後は医療機関の医師の指示に基づき登校・出勤を停止とします。登校停止期間は課外活動、サークル、アルバイトなどを禁止します。
- ・登校・出勤停止の期間は解熱した日の後、さらに2日を平熱で経過するまでとします。
- ・登校停止期間は、通常欠席とは別に扱います。所定の手続きで大学医務室又は高校に

